

京都府子ども・子育て支援事業支援計画 (中間案)

令和6年12月

京 都 府

目 次

I 計画の改定にあたって

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置付け	2
4	京都府子育て関係諸計画と子育て戦略、都道府県こども計画との関係	2
5	計画の基本理念と基本的視点	3

II 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項

1	区域の設定	4
2	各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策	4
3	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	7
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	8
5	教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上	8

III IIと併せて推進する事項

1	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	9
2	「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策群	10

I 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

京都府では、これまでから、国の「子ども・子育て支援新制度」や「新子育て安心プラン」の施行に合わせ、実施主体である市町村と連携し、地域の実情に応じた乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

令和元年9月には、社会全体で子育てを見守り支え、あたたかい子育て社会を目指すための指針として「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「子育て戦略」という。）を策定し、これの方向性を踏まえ、子ども・子育て支援法等に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、令和2年3月に「京都府子ども・子育て応援プラン」を改定しました。

現行の計画期間が令和6年度末をもって終期を迎えることから、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や、令和5年12月に改定した子育て戦略との整合性も図りつつ、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込んだ「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

今後とも、国の保育政策の方向性や施策も踏まえ、全ての子どもの育ちが保障されるとともに、安心して子育てできる環境を確保するよう、市町村や関係団体等と緊密に連携し、本計画に基づく取組を推進していきます。

また、本計画の推進にあたっては、住民に身近な子育て支援・母子保健・児童福祉サービスを提供する市町村をはじめ地域や企業、府民など社会全体が一体となり、より多様なサービスを提供できる環境づくりに努めます。

さらに、京都府は、計画の達成状況の評価等を行うとともに、国の制度や施策と関連性が高い事業について、制度の改善や施策の充実を提案し、取組を推進していきます。

2 計画の期間

本計画は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）を踏まえて策定するものです。

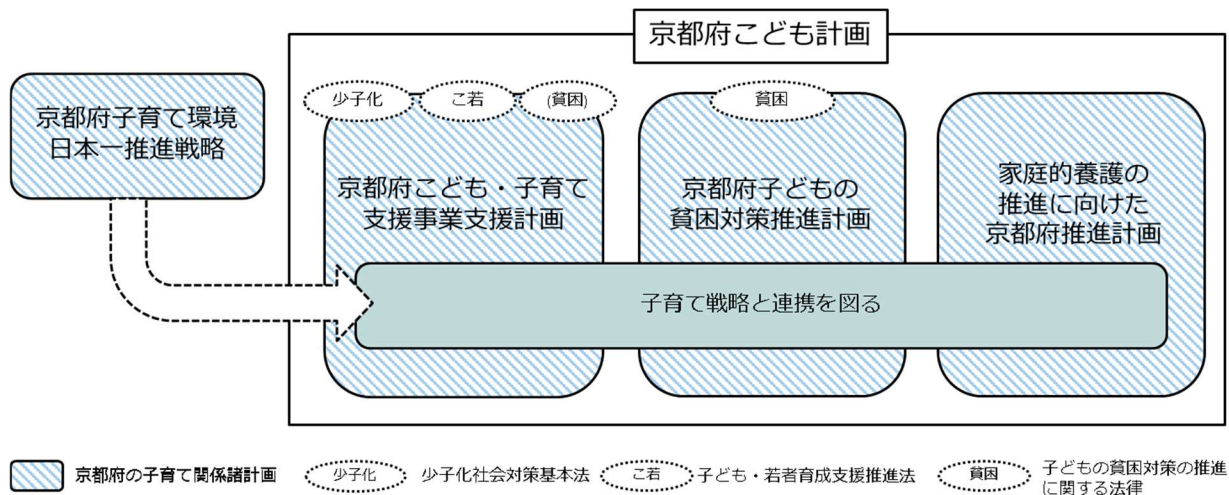
また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」及び放課後児童対策に関する事項のみの計画として位置付けるものです。

なお、少子化対策や子ども・若者の育成等に関することは、子育て戦略やその他関連計画と連携を図ります。

4 京都府子育て関係諸計画と子育て戦略、都道府県こども計画との関係

子育て戦略は、京都府における子育て関係の諸計画の指針となるものであり、子育て関係の諸計画は、全て子育て戦略を基本とした上で、個別に策定等を行うこととしております。

京都府の子育て関係諸計画の指針となる子育て戦略の内容との整合性も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子どもの貧困対策推進計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図ります。



5 計画の基本理念と基本的視点

(1) 計画の基本理念

- ・ 心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全ての子どもがひとしく健やかに成長することができ、未来に希望を持ち、豊かで幸せな人生を送ることができる社会を実現します。
- ・ 京都の未来を創る宝である子どもの生き活きとした姿と明るい声が、地域の中で響きわたり、にぎわいが生まれている社会を実現します。
- ・ 京都の強みである「人と地域の絆」を生かし、子育て世代が孤立せず、社会からあたたかく見守り支えられていると感じることができ、「この地域で子どもを育てたい」、「この地域に住み続けたい」と思える「社会で子どもを育てる京都」を実現します。

(2) 計画の基本的視点

- ・ 次代を支える子どもの育成と、子育ての基本となる全ての家庭への支援を進めます。
- ・ 家族や地域の人との絆の中で子どもが大切にされ、地域コミュニティの中で、心身ともに健やかに成長できるよう、地域全体で見守り、支え合う取組を進めます。
- ・ 子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、次代の担い手として育つことができるよう、長期的視野に立った健全育成施策を総合的に推進します。

Ⅱ 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項

1 区域の設定

本計画に基づく区域設定については、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、従来と同様に6つの保健福祉圏域を設定し、以下のとおりとします。

1号認定（満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた子ども）	府全域
2号認定（満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた子ども）	保健福祉圏域
3号認定（満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた子ども）	

圏域名	市町村名
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都・乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策

本計画の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策の設定に当たっては、市町村計画における数値を京都府が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めています。

京都府としては、市町村計画に基づき、地域の実情に応じて円滑に事業が実施できるよう、市町村への支援を行います。

(1) 教育・保育の量の見込み及びその確保方策

(単位:人)

圏域	年度	満3歳以上			保育が必要と認定された満3歳未満(3号認定)				
		量の見込み			確保方策	0歳		1・2歳	
		1号認定	2号認定	計		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
丹後	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
中丹	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
南丹	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
京都・乙訓	京都市	7年度	市町村計画を集計し記載						
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
	乙訓	7年度							
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
	小計	7年度							
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
山城北	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
山城南	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
府内全域	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								

※ 1号認定：満3歳以上の子どもで、教育標準時間(4時間/日)の認定を受けた子ども
 2号認定：満3歳以上の子どもで、保育が必要と認定された子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策

事業名		指標	(参考)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		(単位)	6年度					
延長保育	量の見込み	(人)						
	確保方策	実人数 (人)						
幼稚園の預かり保育	量の見込み	(人)						
	確保方策	延べ人数 (人)						
保育所等での 一時預かり	量の見込み	(人)						
	保育所・子育てひろば	確保方策	延べ人数 (人)					
	ファミリーサポート事業		(人)					
	児童養護施設等での 夜間預かり (トワイライトステイ)		延べ人数 (人)					
病児保育事業	医療機関実施	市町村計画を集計し記載						
	ファミリーサポート事業							
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児童対象)	量の見込み	(人)						
	確保方策	(人)						
児童養護施設等での短期入所による 生活援助事業	量の見込み	(人)						
	確保方策	延べ人数 (人)						
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば等の親子の交流事業)	量の見込み	(人回/月)						
	確保方策	(ヵ所)						
利用者支援事業 (子育て支援事業等の情報提供・相談)	量の見込み	(ヵ所)						
	確保方策	(ヵ所)						
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	(人)						
養育支援訪問事業	量の見込み	(人)						
妊産婦健診	量の見込み	(人回)						
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	量の見込み	(人)						
	確保方策	登録児童数 (人)						
		施設数(※) (ヵ所)						

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担うことから、地域の実情を踏まえながら、認定こども園の普及を推進します。

(2) 認定こども園の移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対しては、市町村と連携し、施設整備や認可・認定に係る基準や手続きに関する情報提供、相談支援を行うとともに、職員向けの研修の充実に努め、職員の質の向上を図ります。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要となります。特に、教育・保育施設である保育所・認定こども園・幼稚園は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設であります。満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう乳幼児期の発達の連続性を踏まえた緊密な連携が不可欠なことから、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

(4) 在宅育児家庭への支援

子育ての知識や経験が少なく、不安や孤立感を抱えたまま在宅で育児をされている子育て家庭の割合が多いことから、国制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の子育ち支援に加え、親子通園などを通じた育児の悩み相談や親同士の仲間づくりなどの親育ち支援についても、市町村や関係団体等と連携し取り組みます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

市町村による子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査へ同行等を通じて、市町村と連携しながら、その取組を支援します。

5 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上

(1) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

子育て世代の方が安心して子どもを保育所や認定こども園等に預けられるようにするためには、保育の担い手である保育士、幼稚園教諭、保育教諭を安定的に確保・定着・育成することが重要となります。しかしながら、保育士等は子どもの命を預かる大切な仕事でありながら、給与水準が全職種平均と比較して低い、休暇の取得が難しい、保護者対応や登園チェックなどの事務負担が重いなど、業界全体として大きな課題を抱えています。

こうした保育士等の給与水準や労働環境等の改善を図るため、市町村や関係団体等と連携し、職員配置の改善や保育の質の向上に資する園庭・遊具等の施設整備及び保育士等の研修環境の整備等の多機能化の取組を支援するとともに、処遇改善に必要な予算の確保等を国へ要望するなど引き続き取り組みます。

さらに、生産性向上を図ることでより質の高い保育サービスを提供するために、子どもの安心・安全の確保にもつながる見守り機能カメラの導入などの支援にも取り組みます。

また、府内で必要な保育人材の確保・定着を図るため、市町村や関係団体、養成校等とも連携し、学生等に保育士、幼稚園教諭、保育教諭、保育所、幼稚園、認定こども園等の魅力を発信する取組の強化や府域でのマッチングを推進します。

(2) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の質の向上

幼児期の教育・保育の質を向上するために、市町村や関係団体等とも連携し、子どもの安心・安全の確保はもとより、親や保護者への支援の視点も含めた情報交換や情報共有、様々な研修機会の充実を図ります。

全国に先駆けて策定した、保育士や保育教諭の職階に応じて求められる業務や能力等と処遇を連動させた保育人材キャリアパス制度を活用し、キャリアアップを通じた処遇改善を支援するとともに、キャリアに応じた保育士等の人材育成や職場定着を図ることにより、保育士等の質の向上にもつなげていきます。

また、幼児教育アドバイザー派遣等の幼児教育センター機能を一層充実させ、幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育施設から小学校への円滑な接続を進めます。

Ⅲ Ⅱと併せて推進する事項

1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

人と人とのつながりの希薄化等をはじめとする社会情勢の変化を背景に、子どもに対する虐待が後を絶たない中、社会全体で全ての子どもを虐待から守ることを改めて決意し、子育て戦略及び令和4年3月に制定した「京都府子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童虐待から次代の社会を担う子どもを守るため、市町村が行う妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業等の実施状況等を踏まえるとともに、未然防止から早期発見、早期対応、子どもに対する支援、再発防止、社会的養護による子どもの自立支援まで切れ目のない施策及び取組並びにその支援体制を一層強化し、子どもの権利と利益の擁護を図ることとします。

(2) 社会的養護体制の充実

少子化の進行に伴い、引き続き児童人口は減少していくと見込まれる一方、児童相談所の児童虐待相談受理件数及び入所対応件数は減っていないことから、何らかの事情により家庭で暮らすことのできない子どもが、将来、社会的に自立した生活ができるよう、子どもの最善の利益を原則とし、社会全体で子どもを育むため、子育て戦略及び令和7年3月に改定した「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」に基づき、里親制度の推進、児童養護施設等における家庭的養育の推進、子どもの権利擁護の推進、児童相談所及び一時保護所の体制強化等の取組を推進します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭は減少に転じているものの、親の所得等において依然として厳しい状況が見られることから、ひとり親家庭の親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指し、子育て戦略及び令和7年3月に改定した「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、ひとり親家庭自立支援センターを中心とした就労支援や、生活基盤安定のための経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組などを推進します。

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの9人に1人は平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らし、生活保護世帯の子どもの高校・大学の進学状況等において依然として厳しい状況が見られることから、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子育て戦略及び「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育・福祉・労働等の機関と協働した連携推進体制の構築、ライフステージを通じた子どもへの支援、ライフステージ別の子どもへの支援、子育て当事者への支援等の取組を推進します。

(5) 障害児施策の充実

障害児やその家族が、住み慣れた地域や家庭において、必要な医療やリハビリテーションが受けられ、自立した生活が送れるよう、子育て戦略及び令和6年3月に策定した「京都府障害者・障害児総合計画」に基づき、医療的ケア児・重症心身障害児・発達障害児・難聴児等の乳幼児期から学校卒業まで一貫した相談支援体制の整備、市町村等との連携による地域移行支援・在宅サービス等の充実、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等の取組を推進します。

2 「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策群

(1) 妊娠から子育てまでの包括的な支援

- ・ 市町村の「こども家庭センター」における全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的なサポート体制の充実を支援します。
- ・ 妊娠・出産・不妊に対する24時間の相談窓口や妊娠に関する医学的情報の発信などを行う窓口を創設し、妊娠を望む人の希望を実現するためのきめ細かな支援を実施します。
- ・ 妊産婦が抱える妊娠・出産・子育ての悩み等の軽減や、産後うつ予防・早期発見等の観点から、産後ケア事業をはじめ、伴走型相談支援や妊娠・出産時の経済的支援、子育てピアサポーターによるサポートなど、トータルで切れ目のない支援を行うことにより、安心して妊娠・出産でき、孤立化を防ぐ支援体制を確立します。
- ・ 子育ての相談に対し、地域子育て支援拠点や、妊娠時から子育て期まで伴走型支援を行う妊婦等包括相談支援事業など、市町村、民生・児童委員との連携を強化し、地域ぐるみでの相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実

- ・ 待機児童の解消や地域ニーズに基づき市町村が進める保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を一層促進します。
- ・ 市町村のニーズ調査を踏まえ、市町村と連携して、休日・夜間保育、一時預かり、病児保育などの多様な保育や子育て支援サービスの充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなど、地域における活動の充実を図ります。
- ・ 預かり保育を実施する私立幼稚園に対して補助します。
- ・ 就学児家庭、未就学児家庭を含め、全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園・幼稚園等を拠点とした相談・一時預かり等の体制強化を促進します。

(3) 保育人材等の確保・質の向上

- ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、保育・教育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
- ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等、保育所・認定こども園等での就業環境の整備を促進します。
- ・ 幼児期の保育・教育の質を向上するために、保育士・幼稚園教諭が相互の知識等を身につけられるような取組を推進します。
- ・ 保育の質を確保するため、認可外保育施設の保育士等に対する研修の充実等により資質向上を図ります。

(4) 総合的な放課後児童対策の充実

- ・ 放課後対策の実施主体である市町村が、待機児童解消のため、地域で必要な受け皿の整備が進められるよう支援するとともに、「遊びの場」、「生活の場」でもある放課後児童クラブの質の向上・機能強化を図ります。
- ・ 放課後対策の実施主体である市町村が地域の様々な資源を活用し展開できるよう、福祉部局と教育委員会との連携強化を一層図りつつ、府内における放課後対策事業の総合的な在り方等について検討を進めます。
- ・ 放課後児童クラブの整備等に伴い、市町村が必要とする人材が確保できるよう、放課後児童支援員の研修充実による人材育成や、指導員に加え、多彩な活動・運営を支える人材の育成・確保等への取組を促進します。
- ・ 放課後児童クラブの従事者・放課後子ども教室の参画者に対して、子どもはもとより、親・保護者への支援の視点も含めた更なる資質向上や情報交換・情報共有を図るため、研修会の開催等に引き続き取り組みます。